

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年12月20日（金） 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 森岡 誠 計3名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和5年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>（高額・高落札率事案）（1者入札事案） 東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事[一般競争入札]	
	Q 横型加圧脱水機の更新工事に関して、他の場所でも、元施工事業者が引き続き更新工事を落札する例が多いか。	A 東京都内の横型加圧脱水機の更新に関しては、元施工の事業者が、改めて落札する事例が、ほぼ100%である。
	Q 元施工以外の事業者が落札しやすい仕組みについて、工夫していることはあるか。	A 横型加圧脱水機の更新工事に伴う制御系のコントロールに係る工事等は、別の案件として起工し、入札参加のハードルが高くなるよう配慮して発注している。 小さな横型加圧脱水機であれば、メーカーは一定数存在するものの、今回の横型加圧脱水機は高い処理能力が求められる。また、20年から25年の耐用年数があるため、毎年発注するものではない。そのため、そういった製造プラントを持つメーカーが増えていくことは困難であると考え。
	Q 横型加圧脱水機は、落札した事業者によって、仕様に違いが生じるか。	A 横型加圧脱水機の構造は、東京都水道局の中で仕様が決まっているため、メーカーによる独自性はほぼない。
	Q 公共工事の継続性の観点から、固定的な数社だけが持つ技術力が事業体制の変更などにより損なわれないよう、水道局側で技術力を保持するような体制は取られているか。	A 定期的に職員が立ち会いながら維持管理をする中で、機械能力を維持するための修繕作業等を通じて、水道局職員の技術力の低下を防いでいる。 また、事業者についても、定期的に維持管理工事等を発注することにより、横

	型加圧脱水機の製造能力等が低下することのないように、ヒアリングを重ねながら事業を進めていく。
<p><議案2> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 岡田林地荒廃復旧工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 年々、希望しても応札せず辞退する事業者が増えるなど、入札が不活発になっているように見えるが、その原因の分析と、競争的な入札を確保していくためにどのような工夫をしていくか伺う。</p>	<p>A 辞退理由についてヒアリングしたところ、配置予定技術者の配置が困難といった人員不足が挙げられた。 それを踏まえ、債務負担行為の設定等を活用した発注時期の平準化や、発注予定表の公表により、事業者が計画を立てやすくする等の対策を講じていく。</p>
<p>意見：長期受注者が、令和6年度の発注時には辞退し、また複数者が最低制限価格を下回るなど、これまでと状況が変化している。特別な事情がないか、分析してほしい。</p>	
<p><議案3> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 都営住宅5H-116東(江東区辰巳一丁目)工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 落札率が極めて高いが、その原因について、発注者として分析していることはあるか。</p>	<p>A 都営住宅は基準設計を採用しており、建物の性能や仕様を統一して、効率化を図っている。 同じものをひたすら建てていくというものであり、受注者にとっては精緻に積算できる工事であることが原因と考えられる。</p>
<p>Q 今回、2棟を一括して発注しているが、棟ごとに分割して発注するか、一括して発注するか、方針はあるのか。 発注を分ければ中小事業者が参加しやすいと思うが、規模が大きくなると、受注できる事業者が限られてくるのではないか。</p>	<p>A 中小企業育成の観点から、原則、規模の大きい工事でも技術的に可能な限り分割発注することを基本にしている。 今回の案件は、施工ヤードが限られること、近隣のスクールゾーンとの関係で工事ゲートの設置箇所が限られることから、分割発注が困難な地形であったため、一括で発注を実施した。</p>
<p>Q 辞退理由に、杭工事の工程に6か月必要なことが判明し、工期内施工が困難と判断したとあるが、難易度が高い工事だ</p>	<p>A 都営住宅の建築積算要領においては、杭打ち機2台で施工し、約2か月程度の工期と想定していた。</p>

<p>ったのか。</p>	<p>杭打ち機の台数は、杭専門業者と受注者の関係によるため、当該辞退者は1台で施工する工期を算定したものと考えられる。</p> <p>実際の履行では2～3か月程度の工程で進められていることから都側の積算が実態と異なるものではなかったと考えている。</p>
<p>Q 建て替えにあたって、既設杭等の土中埋設物が出てきた場合、契約の増額変更等はあるか。</p>	<p>A 既設杭は、新しい杭を立てる際に干渉するもののみを抜いて施工する方法をとっている。既設杭の位置がずれている等、取り切れていない既設杭が今問題となっているため、設計変更により工期の延伸と契約金額の増額を行っている。</p>
<p><議案4> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 荏原病院(5)熱源設備改修工事その2 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 当初発注では低入札で不調になり、それに対して、再発注では高落札率での落札となっている。当初発注と再発注で入札の状況が大きく変わっているが、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>A 当初発注と再発注では、スケジュール等の見直しは行ったものの、内容については大きく変更はしていない。当初発注の入札結果を確認した事業者が、低入札の結果を受けて見積りを見直したと考えられる。</p>
<p><議案5> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q この設備は、他の場所にも幾つか存在するか。 その場合、同じように経年による補修工事は、特命随意契約により実施しているのか。</p>	<p>A 汚泥焼却炉は区部に約20台設置されており、システムの保護の観点から、特命随意契約により実施している。</p> <p>ただし、システムに影響がない単純な部分については、必ずしも特命随意契約ではない。</p>
<p>Q 設置業者は、継続的に補修工事が生じることから、設置工事の際にはダンピング的な入札が生じる恐れがあるが、他の場所の工事も含め、当初の設置工事において、何か特筆すべき状況は生じていないか。</p>	<p>A 設置工事はどのような会社でも参加できるように発注を行っている。</p> <p>また、補修工事、改良工事等の実施に当たっては、しっかりと設計を精査して、必要性を確認した上で発注している。</p>
<p>Q 設置業者以外の事業者がメンテナン</p>	<p>A そのような意味での保証義務の定め</p>

<p>スすることはできないかという質問に対して、システム全体としての保証が得られなくなるため難しいとの回答があったが、設置業者は契約上、何年間かにわたって、補修工事等を行う一定の保証義務が定められているか。</p>	<p>は設けていない。</p>
<p>Q この設備に係る技術情報が、当該事業者にはしかないということだが、東京都には共有されているか。</p>	<p>A 完成図書として、システム全体の図面等は技術情報として共有されている。</p>
<p>Q 当該事業者が事業を継続できなくなった場合、東京都は今ある技術情報だけで対応できるか。</p>	<p>A 東京都が持つ技術情報だけで対応することは難しいが、仮にそうした状況が生じた場合、事業を継承した事業者と交渉していくことになると思う。 ただし、今回のような焼却炉については、今までそういった事例は生じていない。</p>
<p>Q 当該事業者が、事業者判断として、補修工事を実施しないとした場合、この施設は作り直しになるのか。</p>	<p>A 更新の時期によっては、建て替えることも想定される。 今までにないケースのため回答が難しいが、まだ使える状態であれば、同種の焼却炉メーカーに相談しながら、施設として継続性を保てるよう調整していくことになると思われる。</p>
<p>Q 設備を新たに設置する際には、今後のメンテナンス費用といったライフサイクルコストは事業者には示させているか。後から、高額なメンテナンス費用を要求されることがないような仕組みがあったほうが良いのではないか。</p>	<p>A 設計の際には、イニシャルコストやランニングコストはしっかりと確認した上で発注している。 また、高額な部品の使用や、無駄な部品の交換がないよう、精査している。</p>
<p>Q 過去の契約状況を見ると、毎年補修工事を発注しているが、毎年同じ工事内容か。また、毎年工事を発注する理由は何か。 異なる工事を発注しているのであれば、毎年の予定価格が一定である理由は何か。</p>	<p>A 周期的な取替えや、点検・運転時に発見された故障等に対応するため、同じ工事内容ではない。 本設備はほぼ24時間365日運転している設備であるため、何らかの故障や劣化が発生し、現在までは毎年工事を発注している。 予定価格については、工事内容を平準化し、特定の年度で極端に大きな金額にならないよう配慮している。</p>
<p>意見：1者に依存せざるを得ない状況が、今後の下水道事業に影響を与える可能性があるため、リスクヘッジできる仕組みを今後検討してほしい。</p>	

	<p><議案6> (1者入札事案) 警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 本工事は、特殊な技術等を必要とするものではなく、工事金額も大きくない中、これだけの会社が希望して、一斉に技術者が確保できずに辞退するという状況は不自然に見えるが、発注者としての見解を伺う。 また、しっかりと競争性のある入札に改善していくための工夫は何かあるか。</p>	<p>A 希望時に配置予定技術者を登録するが、他の工事と比較して、より良い案件があれば、当該技術者がそちらに入ってしまうのが現状であると考えている。 債務負担行為等を活用した発注時期の平準化や、年度初めの工事は発注予定を示していくなど、改善を図っている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	